

別記様式1

明 細 書

令和 元年12月 20日

1 作成者

住所：(〒029-2208) ^{イワテケンリクゼンタカタシヒロタチョウアザトマリ}岩手県陸前高田市広田町字 ^{バンチ}泊 1 0 2 番地 4

名称：^{ヒロタワンギョギョウキョウドウクミアイ}広田湾漁業協同組合

代表者の氏名及び役職： 代表理事組合長 砂田光保

ウェブサイトのアドレス：<http://www.jfhirota.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第四類 水産物類

区分に属する農林水産物等：貝類（エゾイシカゲガイ）

3 農林水産物等の名称

名称：^{ヒロタワンサンイシカゲガイ}広田湾産イシカゲ貝、Hirotawansan Ishikagegai

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：岩手県陸前高田市広田湾

5 農林水産物等の特性

「広田湾産イシカゲ貝」は、広田湾で採苗・養殖した、弾力があり、甘みと旨味が特徴のエゾイシカゲガイである。

外観は、殻表の色合いは濃い赤茶色で、形はふっくらとしており、殻の中の軟体部のほとんどを占めるクリーム色の足の部分を食す。栄養素では、遊離アミノ酸の割合が高い。

令和2年現在、エゾイシカゲガイの養殖を産業レベルで行っているのは広田湾のみであり、自然環境を活かした養殖技術は、独自に研究開発したものである。

「広田湾産イシカゲ貝」は、卸売市場関係者から、「鮮度が良く、特有の甘みがあり、希少価値が高く、都内の高級料亭や寿司店で欠かせない商品となっている。」と高い評価を受けており、2,000円/kgを上回る高値で取引されている。

6 農林水産物等の生産方法

「広田湾産イシカゲ貝」の生産の方法は、以下のとおりである。

(1) 対象種

エゾイシカゲガイとする。

(2) 養殖方法

生産地で採苗し、専用容器により養殖する。

(3) 鮮度保持方法

滅菌海水に入れ出荷する。

(4) 出荷方法

殻長が5 cm以上のものを目安に選別し、目視やにおいにより死貝及び欠けた貝を取り除き出荷する。

(5) 最終製品としての形態

「広田湾産イシカゲ貝」の最終製品としての形態は、生鮮貝類(エゾイシカゲガイ)である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

「広田湾産イシカゲ貝」の養殖漁場となる広田湾は、岩手県沿岸南端の陸前高田市にあり、北にある氷上山麓から気仙川を通じ豊富な栄養分が流れ込んでいる。

広田湾では、昭和30年頃からワカメやコンブの養殖が盛んに行われ、プランクトンが豊富なため、昭和47年頃からホタテガイ、昭和49年頃からはカキの養殖も行われてきた。

しかし、海水温の上昇等により貝類の安定的な養殖の継続が難しい状況にあるため、付加価値の高い貝類の養殖について検討してきた平成4年頃、広田湾でエゾイシカゲガイの天然の稚貝を発見し、養殖技術の研究を重ね、広田湾が内湾であり、波が静かでエゾイシカゲガイの養殖に適すことがわかった。

平成5年にリアス式海岸の地形を活かし、天然の稚貝の採苗、砂を入れたタライを海中に吊るして行う養殖技術が確立し、平成8年に全国で初めて、本格的な養殖生産がスタートした。

漁業者を中心に関係機関が連携し、採苗から出荷まで約2年半かけて養殖し、厳しく選別し出荷している。

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

エゾイシカゲガイの養殖は、広田湾で平成8年より全国で初めてスタートした。平成10年の生産量は、約500kgであったが、平成22年には約37 tまで増加した。

しかし、平成23年に東日本大震災の津波により、漁船や養殖施設、資材等が流され壊滅的な被害を受けた出荷できない年もあったが、漁業者を中心に関係機関の努力により再起を図り、平成27年には32 t、平成30年には53 tまで生産量が回復した。

「広田湾産イシカゲ貝」は、平成26年全国漁業協同組合連合会により、漁師が選んだ本当においしい魚「プライドフィッシュ」に選定されている。

また、陸前高田市では、平成27年のふるさと納税開始当初から返礼品に採用しており、地域になくてはならない地域ブランド產品となっている。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☐ 該当する

商標者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の満了の年月日についても記載する。）：

☒ 該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無（(1)で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☐ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権の氏名又は名称：

専用使用権の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権の承諾の年月日

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権の氏名又は名称：

専用使用権の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先



